Ｒ７年度　上野中学校いじめ防止基本方針

Ⅰ　いじめ防止等の基本方針

（１）いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある行為である。いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。

これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく必要がある。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒が周囲の人とのつながりを育む活動を通して、自分自身も大切な存在であるという実感をもつとともに、互いの違いを認め合える温かな人間関係をつくり、集団の中での自己肯定感や自己有用感を味わうことのできる学校づくりに努めることが大切である。

「いじめをしない、させない、見逃さない」という共通認識をもって、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、発見後の迅速かつ適切な対処に取り組んでいく。

（２）いじめの定義

「いじめ」とは、子どもに対して、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているものとする。【東海市子どものいじめ防止基本方針より】

２　いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。全職員で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、校医等を加える。

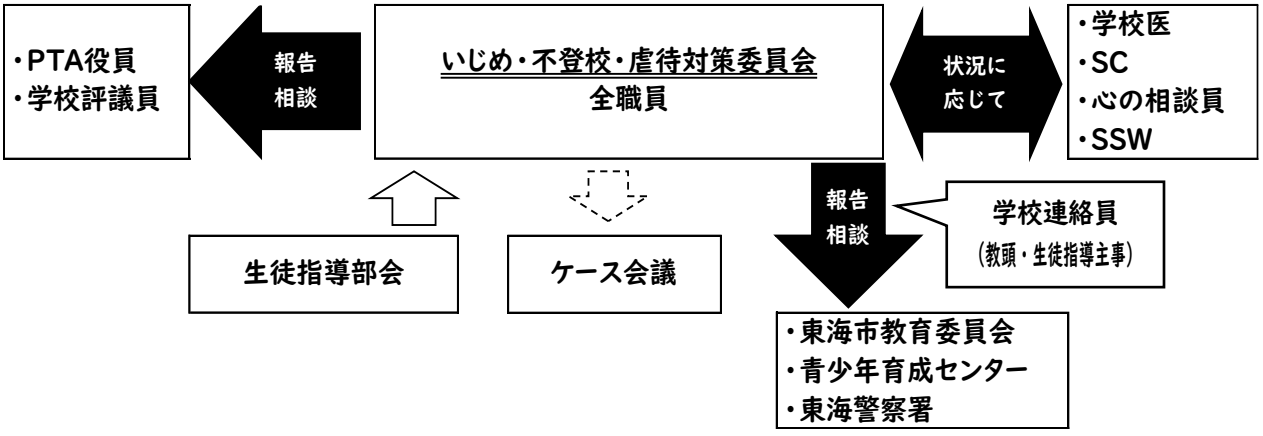

３　いじめの防止等に関する具体的な取組

上野中学校では、生徒が自発的、主体的に自己成長させていく過程を支援していく。その中で、自己のよさを自ら認めるとともに、他者のよさを認める姿勢を育成することを重視した「発達支持的生徒指導」に取り組み、いじめの未然防止をはかっていく。生徒指導提要に示される「いじめ対応の重層的支援構造」に基づき、「未然防止」→「早期発見」→「対処」という順序で、いじめ防止に取り組めるようにする。

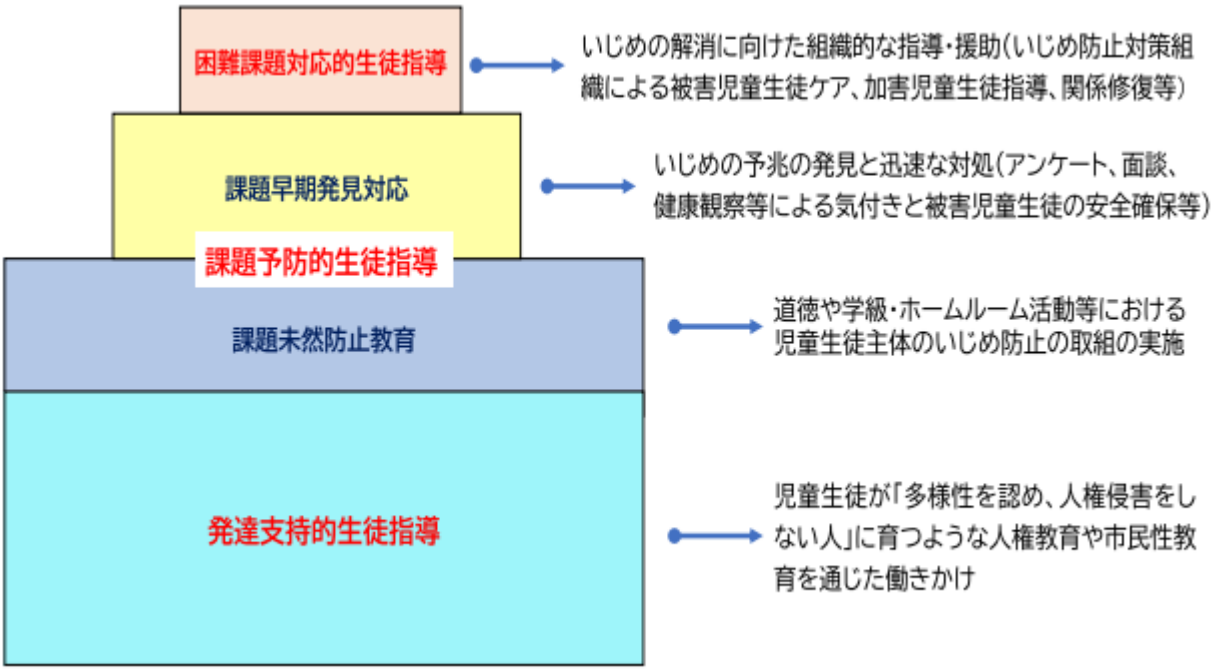

（１）いじめの未然防止の取組

ア　生徒同士のつながりを大切にし、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認める」ことができる人権感覚を身に付けられるような学級づくりに努める。

イ　生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ　教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ　情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

（２）いじめの早期発見の取組

ア　生活アンケート（毎月１回）や教育相談アンケートを踏まえた教育相談を定期的に実施（年３回）し、問題の把握に努める。

イ　普段の生徒のささいな言葉や若あゆ日記等に書かれた内容を受け止め、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

ウ　教師と生徒との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

エ　いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、生徒が相談しやすい環境を整える。

（３）いじめに対する対処・再発防止の取り組み

ア　いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校・虐待対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ　被害生徒の理解と傷ついた心のケアを十分に行うとともに、被害生徒のニーズを確認する。

ウ　加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行うとともに、加害生徒が内面に抱える不安や不満、ストレスなどにも目を向ける。

エ　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーや校医等の専門家や、警察署、児童相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4　重大事態への対応

（１）重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」に基づいて対応する。

（２）学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ対応フローチャート」に基づいて「いじめ対策特別委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

（３）調査結果については、被害生徒やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5　学校の取組に対する検証・見直し

（１）学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、ＰＤＣＡサイクル（ＰＬＡＮ→ＤＯ→ＣＨＥＣＫ→ＡＣＴＩＯＮ）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。

（２）いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に１回（１１月）実施し、いじめ・不登校・虐待対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6　その他

（１）いじめ防止に関する校内研修を年１回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。また、校外で行われる研修会へも参加し、共有化を図る。

（２）「学校いじめ基本方針」はホームページに掲載する。

（３）長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【東海市立上野中学校いじめ対応フローチャート】

⓪積極的な生徒指導

いじめの未然防止

課題が発生する前に常態的・先行的な指導ができるようにする。

○生徒と対話する時間を増やす　○フロアの巡回
○若あゆ日記の交換　○よい面を褒める　等

①いじめの情報を入手

いじめの発見

○生徒・保護者からの訴え　○周囲からの情報
○地域住民からの情報　○教職員等の発見
○アンケート調査などの取組による発見　○教育相談による発見　等

情報を得た教職員

学年主任　**学年生徒指導担当**　→　**生徒指導主事**

②組織的な実態把握

学年職員で共有

○実態や状況把握　○学年の方針検討

管理職
【いじめ対策特別委員会の招集】

③指導方針・体制の決定

いじめ対策特別委員会

【管理職・生徒指導主事・関係職員】
（指揮：管理職）

①入手した情報の報告・共通理解
②調査方針・役割分担等の決定
③調査・聞き取りの実施
④情報集約・事実関係の把握
⑤調査資料の整理・保護者への連絡

保護者【説明】

東海市教育委員会【調査主体の決定】
職員会議【全職員】
ＳＣ・ＳＳＷ
東海警察署

④組織的な指導・支援

支援・指導

○被害生徒に対する支援
○加害生徒に対する指導

継続指導・経過観察

○関係生徒の心のケア
○見守り体制の強化

保護者【適宜連絡】

東海市教育委員会【適宜報告】

いじめの解消

少なくとも以下の２つの要件が満たされている必要がある。

①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（３ヶ月が目安）継続している。
②被害者が心身の苦痛を受けていない。

【重大事態の対応フロー図】

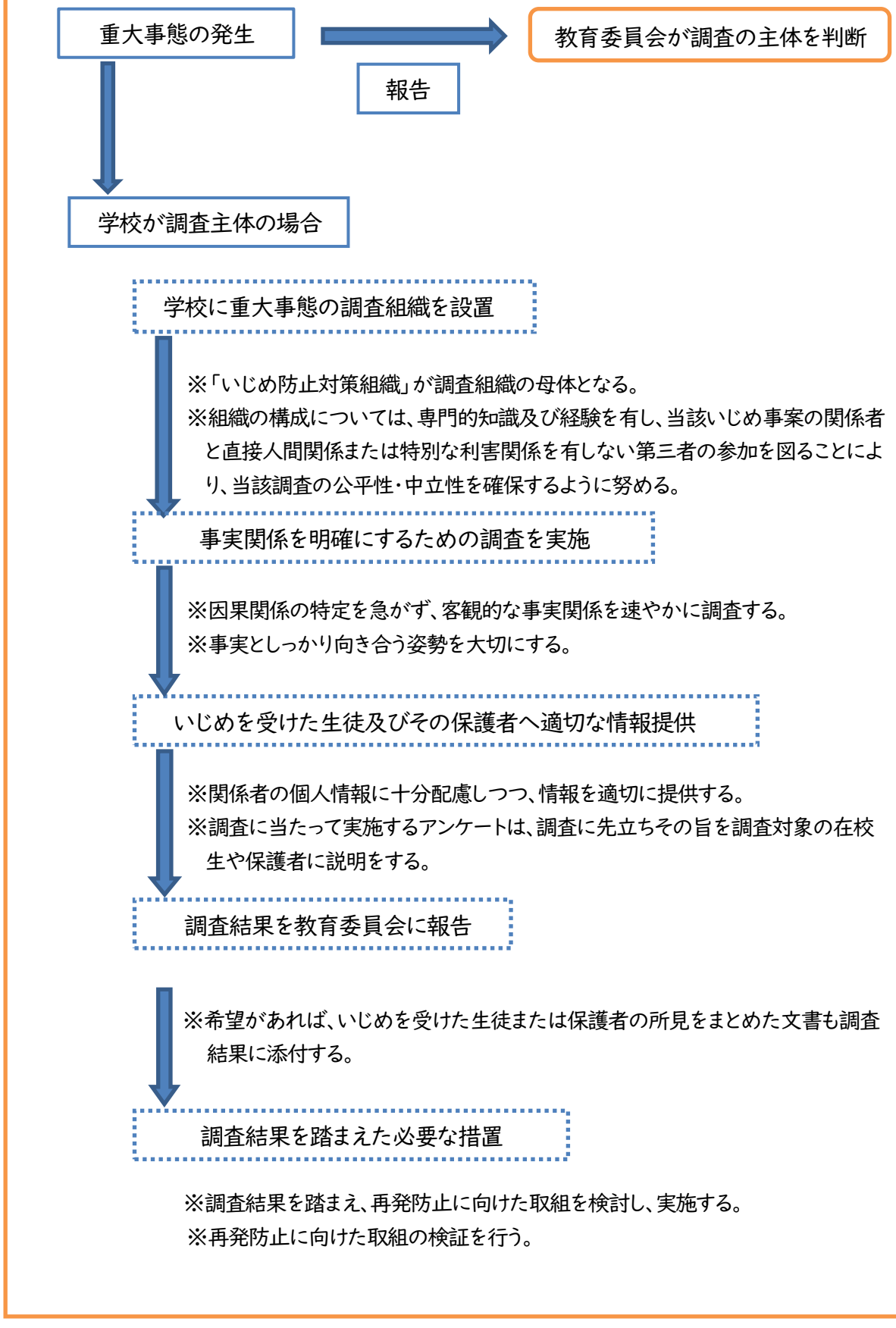

＜参考資料　取組の年間計画例＞

	「いじめ・不登校・虐待対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P 〇「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認	〇学級開き、学年開き（人間関係づくり・学級のルールづくり） 〇相談室やＳＣについて、生徒、保護者への周知 〇情報モラル講座	〇いじめ相談窓口について、生徒、保護者への周知 〇身体測定 〇「生活アンケート」	〇ＰＴＡ総会、学年懇談会での「学校いじめ防止基本方針」の説明
5月	D	〇体育祭	〇「生活アンケート」	
6月			〇「生活アンケート」 〇教育相談週間	〇学校評議員への学校行事・授業の公開と説明
7月	C 〇いじめ･不登校･虐待対策委員会	〇ふれ愛あいさつキャンペーン 〇QU テスト	〇「生活アンケート」	〇個人懇談会
8月	A		〇「生活アンケート」	
9月			〇「生活アンケート」	
10月	P	〇合唱祭・文化祭	〇「生活アンケート」	〇学校評議員への学校行事の公開
11月	D 〇「学校評価アンケート（生徒・教職員)」の実施→検証	〇ふれ愛あいさつキャンペーン 〇保健指導（各学年１月までに実施）	〇「生活アンケート」 〇教育相談週間	〇「学校評価アンケート（保護者･地域住民)」の実施→検証
12月	C 〇いじめ･不登校･虐待対策委員会	〇人権週間（講話） 〇いじめ防止標語応募	〇「生活アンケート」	〇個人懇談会
1月	A		〇「生活アンケート」	
2月	〇自己評価	〇ふれ愛あいさつキャンペーン	〇「生活アンケート」 〇教育相談週間	〇学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し
3月	P へ		〇「生活アンケート」	
通年		〇校内のいじめに関する情報の収集 〇対応策の検討	〇集会における校長講話 〇道徳教育の充実 〇分かる授業の充実 〇あいさつ運動	〇健康観察の実施 〇ＳＣによる相談 〇若あゆ日記	〇あいさつ運動 〇ＨＰ・学年だよりでの啓発

※いじめが発生した場合の対応については、関係する職員で共通理解を図りながら、対応していく。